

平成 29 年度 第 1 回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成 29 年 8 月 3 日 (木)

と ころ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

平成 29 年度第 1 回篠山市まちづくり審議会議事録

平成 29 年 8 月 3 日、平成 29 年度第 1 回篠山市まちづくり審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 29 年 8 月 3 日 (木) 午後 3 時 00 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 山下淳委員 藤本英子委員 加藤哲夫委員 田淵清彦委員
圓増亮介委員 井本季伸委員 清野未恵子委員 森田和夫委員

【事務局】

まちづくり部 部長 横山実

まちづくり部地域計画課 課長 田村隆章

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 課長補佐 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 主査 山内えみ

まちづくり部地域計画課景観室 主事 羽馬雅人

3. 会 議

1. 開会（午前3時00分）

横山部長よりあいさつ

2. 会長あいさつ

角野会長よりあいさつ

（これ以後の議事について角野会長が進行）

3. 議事録署名人の指名

篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長より2名の署名人を指名

委員名簿の順で井本委員と森田委員が指名される。

4. 審議事項

既設の太陽光発電施設の改善について

事務局より趣旨を説明。

角野会長

只今の説明について、委員の皆様からの意見、質問はないか。

清野委員

これまでの市の要望に対しての事業者の反応は。

事務局

本社に赴いた際の市に対する事業者の回答は次のとおりである。

事業収支を考えると撤去することはない。

また、この太陽光発電施設の設置については、施工業者から施行完了後に引き渡しを受けるという契約になっており、何か問題があるのであれば、対応は施工業者にしてもらわなくてはならない。

他でも8カ所で太陽光発電事業をしているが、他では苦情は出ていない。

植栽については、葉が落ちるということで地元から反対されている。

また、太陽光発電の実績のある他社にも対応策について相談してみた

いと言っているが、その後の返答はない状況である。

清野委員

植栽について地元の反対があるとしても、道路際でない部分の植栽については可能なのではないか。事業者はどのように言っているか。

事務局

回答いただけていない。

山下委員

反射光対策については、民事的な問題なのではないか。

植栽等については、ガイドラインに基づいた要求と言えるが、反射光対策については、ガイドラインにもないことを要求している。

どういった根拠でこのような要求をしているのか。

事務局

この件については、市の顧問弁護士にも相談しており、弁護士からも反射光については、民事的な問題であるとの見解を得ている。

しかし、市として市民からの声を受けた以上は、当然事業者に伝える義務があるので、行政指導ではなく、あくまでお願いというスタンスである。

弁護士には、お願いの範疇であれば、内容の制限はないことを確認している。

山下委員

たしかにそうではあるが、ガイドラインに基づく要求と市民の声を受けての要求とでは性質が異なるので、区別する必要がある。

田淵委員

事業者もボランティアでやっている訳ではないので、後から言ったところで難しいだろう。

植栽の指導をしても、事業者は地元で反対されているという。市と地元の調整が不十分ではないか。十分に調整できていないと地元から足をすくわれることになりかねない。

また、完了後に施工業者から引き渡しを受けるということだが、施工業者とは、話ができていないのか。

事務局

緑化については、当初は遮蔽のために接道部への植栽を指導してきたが、地元から落葉や枝が邪魔になるとの理由で反対されたと聞いている。

分節緑化については、反射光対策として指導してきたもので、あらゆる改善の手段を提示してきたもののひとつである。

施工業者への指導については、当初からしてきているが、事業主に問題が伝わっていないのではないかと懸念もあり、本社にも出向き、話しをさせていただいた。

森田委員

開発許可は何の法令に基づくものか。また、完了検査は終わっているのか。

太陽光発電施設は、建築基準法上の工作物にあたるのか。

事務局

開発許可は、市のまちづくり条例に基づくものである。

工事完了については、市で現地確認する中で、当初申請と異なる施工がされていることを確認したので、手続きの指導をしている段階であり、完了検査は行っていない。

建築基準法上、太陽光発電施設は建築確認を要する工作物ではない。

また、森林法の林地開発許可は不要であったため、伐採届が提出されている。

宅地造成規制区域にも該当しているが、今回の工事については、県協議の結果、許可対象工事ではないとの報告を受けている。

まちづくり条例にも許可基準はあるが、開発行為（建築物の建築を主たる目的とする土地の区画形質の変更）に該当しないため、基準が適用できていなかったこともあり、現在、基準の見直しも検討しているところである。

森田委員

適正に完了されていないのであれば、場合によっては、命令や代執行といったことも可能なのでは。

加藤委員

改めて確認するが、森林法の許可が必要だったのではないかと。

事務局	<p>森林法については県の管轄になるので、申請を受けた際に県協議を行うよう指導している。その結果、該当しないという報告を受けている。</p>
藤本委員	<p>少なくとも届出のあった形には、していただきたい。</p> <p>全ての事案で途中経過を確認するのは難しいと思うが、大きな景観の変化が生じるようなものについては、市も途中経過をしっかりと見守っていかなくてはいけない。</p>
井本委員	<p>山林から雑種地になっていると思うが、地目変更され、固定資産税は課税されているのか。</p> <p>また、景観形成基準に「造成面や盛土法面が目立たず、自然地形や田園風景に溶け込み、調和するようにする」とあるが、今回、この基準は適用されているのか。</p>
事務局	<p>固定資産税がどうなっているかまでは、把握していない。</p> <p>景観形成基準については、地形の改変はされていないので、適合していると判断している。</p>
田淵委員	<p>太陽光発電施設の設置は、国策で行われてきた面もあり、農振農用地でも設置可能となっている。</p> <p>そういったことも念頭に置いて指導していかなければならない。</p>
山下委員	<p>変更手続きの指導は、どのような点についてか。</p>
事務局	<p>次の点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調整池の容量 ②パワーコンディショナーの設置位置 ③植栽計画 ④ふとん籠の設置取りやめ ⑤排水施設の変更

山下委員

パネルの配置については許可通りということか。

事務局

パネルについては、概ね計画通りである。

太陽光発電施設を設置するという内容については、周辺理解等も求めているが、配置の詳細等を縛るものではない。

山下委員

今後、同じようなものが出てきたときに、どのような基準があればいいのかということが問題である。

今の条例でどこまで抑えられるか。景観の届出や太陽光のガイドラインで十分なのか。

圓増委員

固定資産税の課税やマスコミに訴えかけるなど、事業者自ら撤退するように持っていくほかないのではないか。

角野会長

これまでの説明を聞き、設置にあたって法令違反はないように見て取れる。景観や反射というだけでは、是正命令ということも難しい。

ただし、変更について手続上の不備があるのであれば、粛々と指導をしていく必要がある。

事業者にお問い合わせする内容については、景観の問題、反射の問題等しっかりと区別し、緻密に整理しなくてはいけない。

また、事業者にも日本遺産の認定と深くかかわっている今田という地区の位置づけについて、よく理解してもらわなくてはいけない。

そして、今回の事案を教訓として今後の景観行政に取り組んでいかなければいけない。

5. 報告事項

篠山市景観計画の変更について

事務局より報告

6. 閉会

